



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 1 9 号 令和 8 年 3 月 6 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1 6	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
1 1 7	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
1 1 8	同	同
1 1 9	漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件	漁業管理調整課
1 2 0	道路の区域を変更する件	高規格道路課
1 2 1	同	同
1 2 2	道路の供用を開始する件	同
1 2 3	同	同
1 2 4	自動車専用道路を指定する件	同
1 2 5	同	同

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
4	定期監査の結果公表	
5	行政監査の結果公表	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県警察組織規則の一部を改正する規則	
2	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月六日から同年七月六日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス阿波吉野店
所在地 阿波市吉野町西条字西大竹七番三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	横山 英昭
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年十月十日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三二〇平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要										
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設		
施設の運営方法に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり								
		収容台数	五二台								
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり								
		収容台数	一〇台								
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり								
		面積	六三・二平方メートル								
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり								
		容量	一〇・八立方メートル								
	小売業を行う者の開店時刻	午前九時から午後十時まで									
		小売業を行う者の閉店時刻	午前八時三十分から午後十時三十分まで								
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで										
	駐車場の自動	出入口の数	三箇所								

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	車の出入口	位置
	縦覧に供する添付書類に示すとおり	

二 届出年月日

令和八年二月九日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
- 2 縦覧の期間 令和八年三月六日から同年七月六日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六七
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ大麻店

鳴門市大麻町板東字西山田一一九番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第四百八十八号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により鳴門市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

県道に接する店舗出入口の明確な表示と、駐車場内通路の車両の進行表示を示し、駐車場内での交通事故が発生しないよう対策を講じること。

2 廃棄物減量化及びびりサイクルについての配慮

分別の徹底により廃棄物を低減させ、再資源化を図ること。

3 騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があつた場合は、誠意を持ってこれに適切に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

4 廃棄物に係る事項等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）を遵守し、事業活動に伴って排出される廃棄物については、事業者の責任において適切に処理すること。

5 街並みづくり等への配慮等

近隣農地における営農について支障がないよう配慮すること。

事業地からの排水等において、近隣農地、農業用施設（農業用排水路、農道等）に支障が生じることのないよう適切な処置、管理を行うこと。また、支障が生じた場合には、速やかに関係者へ連絡し、届出者の責任において支障を取り除くこと。事業地からの排水管理について、適時、地元土地改良区との連絡調整のもと、適切な排水管理を行うこと。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに

徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年三月六日から同年四月六日まで

徳島県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ徳島大松

徳島市大松町榎原外七七 一―ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第四百九十号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民との間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年三月六日から同年四月六日まで

徳島県告示第百十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めめるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

（牟岐東加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本二五八 一 福田 健治
同 一七七 鳥井 敏之

2 加入区

牟岐東加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

牟岐町漁業協同組合
牟岐東漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年三月六日から同月二十日まで

2 縦覧場所

海部郡牟岐町大字中村字大戸八三番地
牟岐町漁業協同組合
海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本二六八番地四
牟岐東漁業協同組合

（椿泊加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

阿南市椿泊町楠木九六 一 藤田 光
同 椿町谷ノ浦一 五 長坂 浩一

2 加入区

椿泊加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

椿泊漁業協同組合
阿南漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年三月六日から同月二十日まで

2 縦覧場所

阿南市椿泊町小吹川原四七番地

椿泊漁業協同組合
阿南市椿泊町小吹川原四七番地先、四八番地先
阿南漁業協同組合

(小松島加入区)

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

小松島市中田町字根井二九 亀岡 博文

同 横須町一三 七五 福島 輝明

2 加入区

小松島加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

小松島漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年三月六日から同月二十日まで

2 縦覧場所

小松島市南小松島町一番一五号

小松島漁業協同組合

徳島県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り 六八三番一地先から 同 六四三番一地先まで	旧	一六・七〇二八・四	一八四・三
		阿南市下大野町渡り上り 八番一九三から 同 五反畑一 三番一地先まで	旧	一八・二〇八〇・五	六二二・〇
		阿南市下大野町渡り上り 六八三番一地先から 同 六四三番一地先まで	新	一六・七〇三六・〇	一八四・三
		阿南市下大野町渡り上り 八番四三三地先から 同 五反畑一 三番一地先まで	新	五・五〇六一・一	五〇〇・一

徳島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
2 8	阿南小松島	小松島市櫛淵町字外開一 六五番一地先から 同 立江町字中ノ坪 一七〇番地先まで	旧	二二・四〇四五・八	三二四・八
		小松島市立江町字中ノ坪 二七八番地先から 同 二六一番一地先まで	旧	九・二〇四六・一	二八三・六
		小松島市櫛淵町字外開一 六五番一地先から 同 立江町字中ノ坪 一七〇番地先まで	新	二二・四〇三〇・八	三二四・八
		小松島市立江町字中ノ坪 二七八番地先から 同 二六一番一地先まで	新	八・九〇四七・三	二八三・六

徳島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り六八 三番一地从り 同 六四 三番一地从り 阿南市下大野町渡り上り八番 四三地从り 同 五〇〇・一 一地从り	一八四・三 五〇〇・一	令和八年三月六日

徳島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
28	阿南小松島	小松島市櫛淵町字外開一六五番一地从先から 同 立江町字中ノ坪一七〇番地先まで 小松島市立江町字中ノ坪二七八番地先から 同 二八三・六番地先まで	三二四・八 二八三・六	令和八年三月六日

徳島県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 道路の種類

県道

二 路線名

阿南勝浦

三 指定する道路の部分

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
阿南市下大野町渡り上り八番四三地 先から 同 五反畑一三番一地先 まで	五・五〇五九・六	四九三・八

四 指定する期日

令和八年三月六日

徳島県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 道路の種類

県道

二 路線名

阿南小松島

三 指定する道路の部分

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
小松島市立江町字中ノ坪二七八番地 先から 同 地先まで 二六一番一	八・九〇四五・一	二八三・六

四 指定する期日

令和八年三月六日

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月6日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	井村保裕
同	平山尚道

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和8年1月13日から令和8年2月17日までの間に、別表に記載の41機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和6年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1)文書事務で適切でないもの

<徳島科学技術高等学校>

通勤手当について、27件中1件を除く全ての通勤届の任命権者使用欄に必要事項が未記載のまま決定している。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

<海部高等学校>

非常勤講師の諸届簿において、年度を通じて未決裁のものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関

総合教育センター
しらさぎ中学校
富岡東中学校
川島中学校
城東高等学校
城南高等学校
城北高等学校
徳島北高等学校
城西高等学校
徳島科学技術高等学校
徳島商業高等学校
徳島中央高等学校
小松島高等学校
小松島西高等学校
富岡東高等学校
富岡西高等学校
阿南光高等学校
那賀高等学校
海部高等学校
鳴門高等学校
鳴門渦潮高等学校
板野高等学校
阿波高等学校
名西高等学校
吉野川高等学校
川島高等学校
阿波西高等学校
穴吹高等学校
脇町高等学校
つるぎ高等学校
池田高等学校
城ノ内中等教育学校
徳島視覚支援学校
徳島聴覚支援学校
板野支援学校
国府支援学校
鴨島支援学校
ひのみね支援学校
阿南支援学校
池田支援学校
みなと高等学園

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、令和7年度の行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月6日

徳島県監査委員	鹿	山	公	弘
同	大	西	康	生
同	福	山	正	啓
同	井	村	保	裕
同	平	山	尚	道

令和7年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨等	1
第2	監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	随意契約の概要	1
3	選定理由	1
第3	監査の概要	2
1	対象契約	2
2	対象機関及び実施方法	2
3	対象年度	4
4	実施期間	5
5	着眼点	5
第4	本県の状況	5
1	契約方法ごとの件数・金額	5
2	根拠法令別の件数	6
3	予定価格の算出根拠	7
4	継続事業の見直し状況	8
5	履行確認	9
第5	意見	10
1	万代庁舎以外の機関	10
2	万代庁舎内の機関	30
第6	まとめ	62
1	契約書の作成時期	62
2	随意契約の適用	63
3	再委託	63
4	完了検査	64
5	予定価格の記載	64
6	総括	64

第1 行政監査の趣旨等

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性や正確性はもとより、事業の経済性、効率性及び有効性並びに組織及び運営の合理性の観点から行うものであり、徳島県監査基準（令和2年徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

随意契約事務について

2 随意契約の概要

随意契約は、一般競争入札を原則とする自治体契約の例外の一つであり、地方公共団体が競争の方法によらずに、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。随意契約によることができるものとして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項は、それぞれ第1号から第9号までに該当する場合に限定している。随意契約には「1者随意契約」と「競争見積りによる随意契約（以下「見積合わせ」という。）」の2種類がある。

1者随意契約は、契約の相手方となるべき者が1者しかいない場合や、予定価格が少額の場合等に、特定の1者を選定し見積書を徴して契約する方式である。本県では、「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に係る随意契約において <一者随意契約>とすることができる予定価格の基準について（平成19年3月22日付け管第947号管財課長通知）」により、原則として1件の予定価格が10万円未満の契約を、1者随意契約が可能な少額の場合としている。

見積合わせは、複数者から見積書を徴し、最も有利な見積書を提示した者と契約を締結する方式である。本県では、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第32条により、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を提出させなければならないとしている。

3 選定理由

随意契約には、競争入札に比べ手続が簡略で、契約の内容を履行する能力等のある者を確実に選定できるといったメリットがある一方で、「契約相手方が固定化し受注機会が広く与えられない」、「業者選定の過程が不透明になる」等のデメリットが生じる可能性も指摘されている。

本県では、委託・修繕・物品購入・物品借入などで随意契約が行われているが、その執行については、定期監査等において指摘が未だ無くならない状況である。

また、特に注視すべきは、令和5年度の観光関係業務において、公序良俗に反する不適切な物品を購入していたことが発覚したが、当該案件に係る住民監査請求での監査では、担当職員の不適正な会計処理により県が損害を被ったとし、知事に対して措置を勧告する結果となった。対象となった事業は本来入札に付されるべきものであったが、随意契約により委託契約が締結されていたということである。

こうした結果を受け、契約状況の全庁的な現状を把握し、随意契約に関する事務手続が適正に行われているか確認を行い、今後の課題の検証に資することとした。

第3 監査の概要

1 対象契約

対象とする契約は、金額面での1件あたりの重要度を勘案し、監査対象年度内に締結した「100万円以上の随意契約」とし、このうち「公募型プロポーザル方式による随意契約（以下「プロポーザルによる契約」という。）」及び「工事又は製造の請負に係る契約（工事に付随する「測量及び試験費に係る契約」及び「用地及び補償費に係る契約」を含む。）（以下「工事等に係る契約」という。）」は除くこととした（以下「対象契約」という。）。

プロポーザルによる契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定「その性質又は目的が競争入札に適さないとき（アイデア、企画、デザイン等を必要とし、価格競争では成果を期待しにくい業務）」に該当する随意契約であり、専門的な知識や技術を生かした企画提案に基づき、仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に実施するものである。参加者からの企画提案が選定委員会により採点される選定方式となっていることや、選定結果が公表されることから、一定の透明性と公平性が確保されていると判断し、これを対象外とした。

また、工事等に係る契約は、積み上げ方式等の積算により予定価格の適正性が確保されていることや、原則入札で実施されており随意契約の事例が緊急時などに限定されることから、これも対象外とした。

2 対象機関及び実施方法

随意契約を所管する機関が多いことから2か年での実施とし、監査に先立ち、令和6年度は万代庁舎以外の全ての機関、令和7年度は万代庁舎内の全ての機関に調査を実施した。

調査の結果、143機関（うち万代庁舎以外68機関、万代庁舎内75機関）において対象契約の該当があり、集計の結果、989契約（うち万代庁舎以外の機関427契約、万代庁舎内の機関562契約）であった。

このうち、契約金額、契約相手方及び事業内容等から、43機関（うち万代庁舎以外15機関、万代庁舎内28機関）の113契約（うち万代庁舎以外の機関54契約、万代庁舎内の機関59契約）を抽出し、個別監査を実施した（以下「個別監査契約」という。）。

対象契約数 機関別一覧

表 1

万代庁舎以外の機関

部局名	機関名	対象契約数
危機管理部	防災人材育成センター、動物愛護管理センター	8
企画総務部	自治研修センター、東部県税局（徳島庁舎）、東部県税局（吉野川庁舎）、東部県税局（自動車税庁舎）	5
観光スポーツ文化部	文化の森振興センター、二十一世紀館	26
生活環境部	保健製菓環境センター	3
こども未来部	中央こども女性相談センター	4
保健福祉部	総合看護学校、東部保健福祉局（徳島庁舎）、東部保健福祉局（徳島保健所庁舎）	7
経済産業部	工業技術センター、中央テクノスクール、南部テクノスクール、西部テクノスクール、関西本部	11
農林水産部	農林水産総合技術支援センター経営研究課、農林水産総合技術支援センター畜産研究課	9
県土整備部	阿南安芸自動車道用地推進センター、東部県土整備局（徳島庁舎）	20
南部総合県民局	地域創生防災部（阿南庁舎）、保健福祉環境部（阿南庁舎）、県土整備部（阿南庁舎）、県土整備部（那賀庁舎）、地域創生防災部（美波庁舎）、保健福祉環境部（美波庁舎）	13
西部総合県民局	地域創生観光部（美馬庁舎）、県土整備部（美馬庁舎）、地域創生観光部（三好庁舎）、保健福祉環境部（三好庁舎）、県土整備部（三好庁舎）	9
病院局	中央病院、三好病院、海部病院	208
教育委員会	総合教育センター、城南高校、徳島科学技術高校、富岡東高校、富岡西高校、阿南光高校、那賀高校、鳴門高校、鳴門渦潮高校、板野高校、名西高校、穴吹高校、つるぎ高校、池田高校、城ノ内中等教育学校、徳島視覚支援学校、板野支援学校、国府支援学校、ひのみね支援学校、阿南支援学校、池田支援学校	39
公安委員会	警察本部、徳島中央警察署、徳島名西警察署、徳島板野警察署、鳴門警察署、小松島警察署、阿南警察署、牟岐警察署、阿波吉野川警察署、美馬警察署、三好警察署	65
合計		427

注 1 令和 6 年度当時の部局及び機関名での記載である。

注 2 大西康生監査委員は、令和 6 年度に工業技術センターの事業に携わっていたため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により同センターに係る監査は行っていない。

表 2

万代庁舎内の機関

部局名	機関名	対象契約数
知事戦略局		11
危機管理部	危機管理政策課、防災対策推進課、消防保安課	19
企画総務部	政策企画課、法制監察課、職員厚生課、管財課、税務課、市町村課、情報政策課	58
観光スポーツ文化部	にぎわい政策課、観光企画課、観光誘客課、万博推進課、スポーツ振興課、文化振興課、文化資源活用課	46
生活環境部	生活環境政策課、労働雇用政策課、多文化共生・人権課、交通政策課、消費者政策課、安全衛生課、サステナブル社会推進課、環境指導課	37
こども未来部	子育て応援課、こども家庭支援課	16
保健福祉部	保健福祉政策課、地域共生推進課、医療政策課、健康寿命推進課、感染症対策課、薬務課、長寿いきがい課、障がい福祉課	123
経済産業部	経済産業政策課、企業支援課、産業創生・大学連携課、産業人材課	42
農林水産部	みどり戦略推進課、鳥獣対策・里山振興課、畜産振興課、林業振興課、水産振興課、漁業管理調整課、農林水産総合技術支援センター経営推進課、農山漁村振興課、生産基盤課、森林土木・保全課	87
県土整備部	建設管理課、用地対策課、高規格道路課、道路整備課、都市計画課、住宅課、営繕課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課、水環境整備課、港湾政策課	57
出納局	会計課	7
企業局		8
病院局		24
教育委員会	教育政策課、教育DX推進課、福利厚生課、高校教育課、人権教育課、体育健康安全課、生涯学習課	21
人事委員会事務局		2
監査事務局		1
議会事務局		3
合計		562

3 対象年度

万代庁舎以外の機関 : 令和5年度

万代庁舎内の機関 : 令和6年度

4 実施期間

万代庁舎以外の機関 : 令和6年8月から令和7年2月まで
万代庁舎内の機関 : 令和7年5月から令和8年2月まで

5 着眼点

次の項目を着眼点とした。

- (1) 事務手続や業者選定は法令等に従って適正になされているか
- (2) 業務の履行確認は適切に行われているか
- (3) 継続事業の見直しは行われているか
- (4) 過去の指摘事項等を所属全体で把握し、再発防止の取組が実施されているか

第4 本県の状況

1 契約方法ごとの件数・金額

監査に先立ち、令和6年度は万代庁舎以外の全ての機関、令和7年度は万代庁舎内の全ての機関を対象に実施した調査において、監査対象年度内に締結した全ての契約（「プロポーザルによる契約」及び「工事等に係る契約」を除き、契約書を作成したものに限る。）の契約方法別の件数内訳及び契約金額は表3及び表4のとおりであった。

件数では、万代庁舎以外の機関・万代庁舎内の機関ともに「1者随意契約」がそれぞれ50パーセントを超えていた。

契約金額では、万代庁舎以外の機関は「競争入札」が最も多く約37パーセントであり、万代庁舎内の機関は「1者随意契約」が最も多く約46パーセントであった。

表3

万代庁舎以外の機関

契約方法	契約件数 (件)	構成比 (%)	契約金額合計 (円)	構成比 (%)
競争入札	693	20.90	2,507,633,417	37.60
随意契約 (見積合わせ)	877	26.45	1,902,887,287	28.54
1者随意契約	1,745	52.62	2,243,652,384	33.64
その他	1	0.03	15,035,000	0.22
合計	3,316	100	6,669,208,088	100

表 4

万代庁舎内の機関

契約方法	契約件数 (件)	構成比 (%)	契約金額合計 (円)	構成比 (%)
競争入札	392	20.01	4,461,101,107	25.80
随意契約 (見積合わせ)	224	11.44	3,879,783,263	22.43
1者随意契約	1,322	67.48	7,963,558,374	46.05
その他	21	1.07	987,271,744	5.72
合計	1,959	100	17,291,714,488	100

2 根拠法令別の件数

地方自治法施行令第167条の2第1項及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項（令和6年4月1日付けの改正前は地方公営企業法施行令第21条の14第1項）の、それぞれ第1号から第9号までの概要は次のとおりである。

- 1号 少額の場合の随意契約
- 2号 その性質又は目的が競争入札に適しないもの
- 3号 福祉施設等から契約事務規則で定める手続により物品等を調達する契約をするとき
- 4号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から契約事務規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより知事の認定を受けた者から契約事務規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき
- 5号 緊急の必要によるもの
- 6号 競争入札に付することが不利なもの
- 7号 著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき
- 8号 入札者又は落札者がいないとき
- 9号 落札者が契約を締結しないとき

対象契約における根拠法令別の件数内訳は、表5及び表6のとおりであり、万代庁舎以外の機関・万代庁舎内の機関ともに「2号」が最も多く、いずれも90パーセントを超えていた。

2号とした理由については、万代庁舎以外の機関・万代庁舎内の機関ともに「専門性を有している」、「取扱いが1者のみ」としているものが多く、当該2つの理由が全体の8割以上を占めていた。

表 5

万代庁舎以外の機関

根拠法令	契約件数 (件)	構成比 (%)
1号	17	3.98
2号	387	90.63
3号	4	0.94
4号	0	0.00
5号	4	0.94
6号	5	1.17
7号	2	0.47
8号	8	1.87
9号	0	0.00
合計	427	100

表 6

万代庁舎内の機関

根拠法令	契約件数 (件)	構成比 (%)
1号	0	0.00
2号	541	96.61
3号	3	0.54
4号	0	0.00
5号	6	1.07
6号	4	0.71
7号	0	0.00
8号	6	1.07
9号	0	0.00
合計	560	100

注 対象契約の総数との差2件については、表6は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項」を根拠とする契約を含んでいないためである。

3 予定価格の算出根拠

対象契約における予定価格の算出根拠別の件数内訳は、表7及び表8のとおりであった。

万代庁舎以外の機関・万代庁舎内の機関ともに「契約相手方から徴した見積書の価格で設定」が最も多く、それぞれ50パーセントを超えていた。なお、この場合の見積書は、事前に徴取した参考見積書を指している。

「その他」については、「他県や他部署の価格を参考に設定した」、「国又は県で定められた単価により算出した」等の内容が見られた。

表7

万代庁舎以外の機関

予定価格の算出根拠	契約件数 (件)	構成比 (%)
契約相手方から徴した見積書の価格で設定	252	59.02
過去の実績を参考に設定	39	9.13
複数業者から見積書を徴した上で設定	27	6.32
法令、要綱等で積算基準が定められている	26	6.09
その他	83	19.44
合計	427	100

表8

万代庁舎内の機関

予定価格の算出根拠	契約件数 (件)	構成比 (%)
契約相手方から徴した見積書の価格で設定	375	66.73
過去の実績を参考に設定	39	6.94
複数業者から見積書を徴した上で設定	4	0.71
法令、要綱等で積算基準が定められている	37	6.58
その他	107	19.04
合計	562	100

4 継続事業の見直し状況

対象契約のうち、契約期間が単年度であって、同一業者と3年連続で契約を締結している件数は次のとおりであった。

対象契約全体に対する割合は、万代庁舎以外の機関・万代庁舎内の機関ともに60パーセントを超えていた。

	契約件数 (件)	全体比 (%)
万代庁舎以外の機関	325件	76.11%
万代庁舎内の機関	384件	68.33%

このうち、事業効果や経済性の観点から事業自体の見直しや契約相手方の再検討を実施した件数は表9及び表10のとおりであった。

見直し等を実施した契約は、万代庁舎以外の機関・万代庁舎内の機関ともに20パーセントに満たなかった。

表9

万代庁舎以外の機関

見直し等の有無	契約件数 (件)
あり	50
なし	275
合計	325

見直し等の有無の比率 (%)

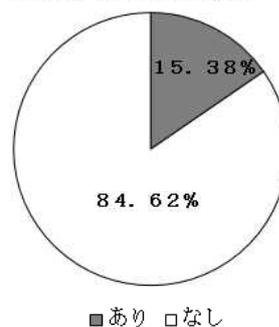
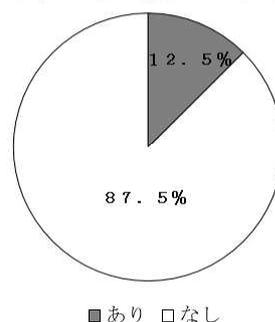


表10

万代庁舎内の機関

見直し等の有無	契約件数 (件)
あり	48
なし	336
合計	384

見直し等の有無の比率 (%)



5 履行確認

対象契約を所管する機関に対し、業者選定から検査確認までにおける各手続の履行確認の方法を確認したところ、主な方法は表11及び表12のとおりであった。万代庁舎以外の機関・万代庁舎内の機関ともに「管理職や担当リーダー等が定期的に確認している」が最も多く、50パーセントを超えていた。

なお、一部の機関からは、年度替わりの時期は締結済の契約の完了確認業務と新年度の契約締結業務が膨大となるため、確認作業や進捗管理に苦慮しているという声があった。

表 1 1

万代庁舎以外の機関

履行確認の方法	機関数	構成比 (%)
管理職や担当リーダー等が定期的に確認している	36	52.94
担当ごとにToDoリスト等を作成し、進捗管理を行っている	16	23.53
その他	16	23.53
合計	68	100

表 1 2

万代庁舎内の機関

履行確認の方法	機関数	構成比 (%)
管理職や担当リーダー等が定期的に確認している	52	69.34
担当ごとにToDoリスト等を作成し、進捗管理を行っている	15	20.00
その他	8	10.66
合計	75	100

第 5 意見

個別監査契約における各契約の概要と契約に対する意見は、次のとおりである。

<凡例> ※「第 5 意見」内でのみ適用

地方自治法 → 法

地方自治法施行令 → 自治令

地方公営企業法施行令 → 地公企令

徳島県契約事務規則 → 規則

<用語の定義>

公印使用日 公印管守責任者等の点検を経て、契約書に公印を押印した日

1 万代庁舎以外の機関

(1) 防災人材育成センター

①自動制御システム保守点検業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 1,760,000円

契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②徳島県立防災センター展示装置等保守点検業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2,200,000円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

③地域防災力強化人材育成推進事業

支出科目 : 委託料
契約金額 : 7,231,000円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(2) 動物愛護管理センター

①特殊機械設備保守点検業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1,287,000円

契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

②セラピー犬等育成委託事業

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2,360,000円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③犬の登録原簿保守管理業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1,182,500円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(3) 東部県税局 (徳島庁舎)

①徳島合同庁舎警備業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1,258,752円

契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第6号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(4) 二十一世紀館

①「アマ漁と海辺の暮らし」映像制作業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 5,828,900円
契約年月日 : 令和5年6月9日
契約期間 : 令和5年6月9日から令和6年2月29日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

②徳島県立博物館常設展ガイドアプリ改修業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2,992,000円
契約年月日 : 令和5年7月19日
契約期間 : 令和5年7月20日から令和6年1月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和5年7月19日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、令和6年2月11日となっており、契約を確定すること

なく業務が実施され、契約期間が終了した日から1週間以上経過したのちに契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、契約相手方の法務部門による審査及び文案調整に時間を要し、両者押印が遅れたこと等が原因との説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定するべきである。

③徳島県立博物館常設展示室照明増設業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 1, 139, 600円

契約年月日 : 令和5年12月15日

契約期間 : 令和5年12月15日から令和6年2月29日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : あり

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和5年12月15日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、令和6年2月29日となっている。一方で、契約相手方からは公印使用日と同日付けで業務完了報告書が提出されており、契約を確定することなく業務が実施され、業務が完了した日と同日に契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、「②徳島県立博物館常設展ガイドアプリ改修業務」と同様に、契約相手方の法務部門による審査及び文案調整に時間を要し、両者押印が遅れたこと等が原因との説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定するべきである。

④徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用維持業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 30,350,100円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年1月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

⑤徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用維持業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 6,070,900円
契約年月日 : 令和5年12月1日
契約期間 : 令和6年2月1日から同年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

⑥ガスタービン発電設備保守点検業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 753,500円(年間)
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(5) 保健製薬環境センター

①大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3, 131, 700円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

②固定型モニタリングポスト、収集サーバー及び送信機パソコン保守点検業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1, 793, 000円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

③大気用ローボリュームエアサンプラー機器点検修理

支出科目 : 需用費
契約金額 : 1, 051, 160円
契約年月日 : 令和5年10月17日
契約期間 : 令和5年10月17日から令和6年3月22日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(6) 総合看護学校

①空調用自動制御機器保守点検業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2,046,000円
契約年月日 : 令和6年3月25日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②冷温水機保守点検業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3,029,400円
契約年月日 : 令和6年3月25日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③臨地実習教育に係る実習委託業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2,139,280円
契約年月日 : 令和5年4月3日
契約期間 : 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(7) 工業技術センター

①徳島県立工業技術センター庁舎警備業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1, 527, 564円 (年間)
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第6号
再委託の有無 : なし

【問題点】

「徳島県長期継続契約に関する条例」に係る事務の取扱いについて（令和5年5月26日付け管第187号管財課長通知）によると、長期継続契約は契約期間が長期間になるため、業務が効率的に行われているか、受託者にマンネリ化は生じていないかなどの課題については、常に留意するよう示されている。

また、同通知において、長期継続契約はやむを得ない場合を除いて原則競争入札によるものとも示されているが、本件委託業務は、「他業者が新たに設備機器を設置し警備を行う場合は多額の費用がかかるものと考えられ経済的に不利となる」という理由で随意契約を適用している。

担当課によると、平成30年度の包括外部監査において「長期継続契約を前提とした競争入札の可否を検討すべきである」との意見を受け、当該契約の1つ前に当たる令和2年度から令和4年度分の契約締結の際は、複数業者から見積書を徴し、他事例を参考に比較検討を行った上で、随意契約での長期継続契約としたとのことであった。しかしながら、今回の契約締結時には、前回契約の際に確認したという理由から、新たな検討は行われなかった。このように、入札の検討自体が省略されることは適正ではない。

【意見2】

入札の可否の検討が行われていないにもかかわらず、自治令第167条の2第1項第6号により随意契約を行っている事例が認められた。

今後は契約締結の都度、入札の可否についての調査や検討を行うべきである。

②異物洗浄・検査装置の自動化に関するプログラミング開発

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2, 178, 000円
契約年月日 : 令和5年10月10日

契約期間 : 令和5年10月10日から令和6年2月29日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③2波長LEDパネルの研究開発

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2,420,000円
契約年月日 : 令和5年10月10日
契約期間 : 令和5年10月10日から令和6年2月29日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

④空間認識処理プログラムの開発

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3,300,000円
契約年月日 : 令和5年10月10日
契約期間 : 令和5年10月10日から令和6年2月29日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

⑤特定計量器定期検査及び計量証明検査に係る精度確認等委託業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 4,537,050円
契約年月日 : 令和5年4月24日
契約期間 : 令和5年4月24日から令和6年3月8日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

(8) 経営研究課

①農業大学校勝浦庁舎ほ場管理業務

支出科目：委託料

契約金額：1,978,068円

変更後契約金額：1,952,637円

契約年月日：令和5年5月23日

変更契約年月日：令和6年3月15日

契約期間：令和5年5月23日から令和6年3月31日まで

根拠法令：自治令第167条の2第1項第3号

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

②施設園芸アカデミー研修業務

支出科目：委託料

契約金額：3,847,800円

契約年月日：令和5年6月26日

契約期間：令和5年6月26日から令和6年3月21日まで

根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

③ニホンジカの林業被害対策実証業務

支出科目：委託料

契約金額：4,027,100円

契約年月日：令和5年5月10日

契約期間 : 令和5年5月10日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

④NCアナライザー修繕業務

支出科目 : 需用費
契約金額 : 1,621,620円
契約年月日 : 令和5年12月22日
契約期間 : 令和5年12月22日から令和6年2月9日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件業務について、契約年月日は令和5年12月22日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、令和6年2月13日となっており、契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から数日経過したのちに契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、当該業務の対応に追われ契約書の作成が後回しになってしまったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定するべきである。

⑤スマート害虫モニタリングシステム購入

支出科目 : 備品購入費
契約金額 : 7,700,000円
契約年月日 : 令和5年11月29日
納入期限 : 令和6年2月29日

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(9) 東部県土整備局(徳島庁舎)

①与茂田野積場の整地業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 1, 100, 000円

契約年月日 : 令和5年5月1日

契約期間 : 令和5年5月8日から同年6月9日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第5号

再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②与茂田野積場の整地・分別業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 1, 964, 600円

契約年月日 : 令和5年5月26日

契約期間 : 令和5年5月28日から同年6月16日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第5号

再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③与茂田野積場の産業廃棄物運搬処理業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 4, 895, 000円

契約年月日 : 令和5年8月22日

契約期間 : 令和5年8月22日から同年11月10日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第5号

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

④沖洲マリンターミナル駐車場運営管理業務

支出科目：委託料

契約金額：5,563,800円

契約年月日：令和5年4月1日

契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無：あり

【意見等】

特になし

(10) 南部総合県民局地域創生防災部（阿南庁舎）

①電話交換機賃貸借

支出科目：使用料及び賃借料

契約金額：1,009,536円（年間）

契約年月日：令和5年4月1日

契約期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

②南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎空調関連設備保守点検業務

支出科目：委託料

契約金額：2,156,000円

契約年月日：令和5年4月1日

契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無：あり

【意見等】

特になし

(11) 西部総合県民局地域創生観光部（三好庁舎）

①電話交換機賃貸借

支出科目 : 使用料及び賃借料

契約金額 : 1, 257, 432円 (年間)

契約年月日 : 令和5年4月1日

契約期間 : 令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

②「にし阿波・桃源郷」観光地域づくり推進事業業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 17, 666, 000円

変更後契約金額 : 19, 593, 200円

契約年月日 : 令和5年4月1日

変更契約年月日 : 令和5年10月31日

契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③「ナショナルジオグラフィックトラベラーUK」を活用した観光プロモーション事業

委託業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 3, 500, 000円

契約年月日 : 令和5年7月18日

契約期間 : 令和5年7月18日から令和6年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(12) 三好病院

①臨床検査業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 4,042,755円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 地公企令第21条の14第1項第2号(契約当時)
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②公用車（ハイエース）の緊急車両架装業務

支出科目 : 修繕費
契約金額 : 1,038,000円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 地公企令第21条の14第1項第2号(契約当時)

【意見等】

特になし

③医療ガス設備保守点検業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 4,015,000円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 地公企令第21条の14第1項第2号(契約当時)

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

④医療系廃棄物（感染性廃棄物・産業廃棄物）処理業務

支出科目：委託料

契約金額：9,263,232円

契約年月日：令和5年4月1日

契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令：地公企令第21条の14第1項第2号(契約当時)

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

⑤診療材料売買単価契約

支出科目：診療材料費

契約金額：317,347,358円

契約年月日：令和5年4月1日

契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令：地公企令第21条の14第1項第2号(契約当時)

【意見等】

特になし

⑥総合情報システム保守業務

支出科目：委託料

契約金額：32,814,826円

契約年月日：令和5年4月1日

契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令：地公企令第21条の14第1項第2号(契約当時)

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

(13) 総合教育センター

①エレベーター保守点検業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 2,508,000円

契約年月日 : 令和5年4月1日

契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②庁舎総合警備業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 3,333,852円

契約年月日 : 令和5年4月1日

契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③エレベーター修繕業務

支出科目 : 需用費

契約金額 : 3,135,000円

契約年月日 : 令和5年6月26日

契約期間 : 令和5年6月26日から令和6年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(14) 国府支援学校

①徳島県立国府支援学校スクールバス運行委託業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 6, 380, 000円

契約年月日 : 令和5年12月27日

契約期間 : 令和6年1月1日から同年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第8号

再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

(15) 警察本部

①寝具の賃貸借

支出科目 : 使用料及び賃借料

契約金額 : 2, 020, 700円

契約年月日 : 令和5年4月1日

契約期間 : 令和5年4月1日から同年5月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

②県内系携帯無線機用充電電池パック等購入

支出科目 : 需用費

契約金額 : 1, 108, 250円

契約年月日 : 令和5年7月20日

契約期間 : 令和5年7月20日から令和6年3月29日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第1号

【意見等】

特になし

③陸上用揮発油（レギュラーガソリン）購入

支出科目 : 需用費
契約金額 : 25,973,769円
契約年月日 : 令和5年4月1日
変更契約年月日（最終） : 令和6年2月28日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

④緊急配備支援システム一式賃貸借

支出科目 : 使用料及び賃借料
契約金額 : 29,999,640円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

⑤被留置者等に対する給食

支出科目 : 需用費
契約金額 : 11,354,985円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

⑥ガスクロマトグラフ質量分析装置の保守

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1, 847, 900円
契約年月日 : 令和5年4月1日
契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

2 万代庁舎内の機関

(1) 知事戦略局

①名刺管理サービス提供契約

支出科目 : 役務費
契約金額 : 1, 108, 000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

②広報紙「県政だよりOUR徳島」配布契約

支出科目 : 役務費
契約金額 : 13, 652, 947円
契約年月日 : 令和6年4月1日
配布日 : 原則発行月第2水曜日(朝刊折り込み)
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

③広報紙「県政だよりOUR徳島」配布契約

支出科目 : 役務費

契約金額 : 1, 343, 573円

契約年月日 : 令和7年2月28日

配布日 : 原則発行月第2水曜日(朝刊折り込み)

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(2) 防災対策推進課

①トイレカー1台の購入

支出科目 : 備品購入費

契約金額 : 26, 730, 000円

契約年月日 : 令和6年9月13日

納入期限 : 令和7年8月29日

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第8号

【意見等】

特になし

(3) 消防保安課

①「徳島子どもメディカルラリー知事杯」会場設営等業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 980, 760円

変更後契約金額 : 1, 127, 390円

契約年月日 : 令和6年7月1日

変更契約年月日 : 令和6年7月26日

契約期間 : 令和6年7月1日から同年9月30日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、変更契約年月日は令和6年7月26日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同年10月10日となっており、変更契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から1週間以上経過したのちに変更契約書に押印がなされたことになる。

【意見3】

変更契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に変更契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、変更が生じる場合は適時に変更契約を行うべきである。

②地域を守る「消防団」活性化推進事業

支出科目 : 委託料

契約金額 : 5,500,000円

契約年月日 : 令和6年4月1日

契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : あり

【問題点】

本件の委託内容は消防団活動の活性化を図るものであり、業務仕様書に示された業務の1つに「ベテラン消防団員がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、今後も地域防災力に中核として活躍できるよう、実践的訓練を実施する」という項目があり、契約相手方から徴した見積書にも、「ベテラン消防団員活躍推進事業」として100,000円が計上されている。しかしながら、完了報告書では当該事業の項目は削除されており、当初計上されていた金額は別事業に流用されている。担当課に確認したところ、令和6年度に当該事業は実施されなかったとのことだが、その経緯は書面では確認できなかった。

契約書には「委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、協議の上、書面により定める」とあり、当該事業は業務仕様書に示されていることからしても、「重要な委託業務内容」と考えられ、変更契約書を作成すべき条件に該当するといえる。

【意見4】

業務仕様書に示された内容が一部変更されていたにもかかわらず、変更契約書が作成されていない事例が認められた。

今後は、重要な委託業務の内容に変更が生じる場合は、協議の上、変更契約書を作成すべきである。

③危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務等委託

支出科目 : 委託料

契約金額 : 3, 787, 117円

契約年月日 : 令和6年4月1日

契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

④消防防災ヘリコプター用燃料購入

支出科目 : 需用費

契約金額 : 13, 206, 881円

契約年月日 : ①令和6年4月1日

②令和6年7月1日

③令和6年10月1日

④令和7年1月1日

契約期間 : ①令和6年4月1日から同年6月30日まで

②令和6年7月1日から同年9月30日まで

③令和6年10月1日から同年12月31日まで

④令和7年1月1日から同年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【問題点】

契約書において、「請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする」と定められているが、令和6年11月の請求金額が切り上げにより請求がなされていた。決裁過程でこれに気づくことができず、結果、支払が1円過払と

なっている。

【意見5】

請求金額の算出方法が契約書に定められた方法と異なっていた事例が認められた。

今後は、契約書に基づき適正に算出された請求金額であることを確認し、支出事務を行うべきである。

(4) 職員厚生課

①採用時健康診断業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 2, 294, 336円

契約年月日 : 令和6年4月1日

契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(5) 管財課

①エレベーター保守業務1

支出科目 : 委託料

契約金額 : 7, 774, 800円 (年間)

契約年月日 : 令和6年4月1日

契約期間 : 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②エレベーター保守業務2

支出科目 : 委託料

契約金額 : 3, 907, 200円 (年間)
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(6) 情報政策課

①徳島県公衆無線LAN移行契約

支出科目 : 役務費
契約金額 : 1, 065, 460円
契約年月日 : 令和6年5月10日
契約期間 : 令和6年5月10日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(7) 観光企画課

①とくしまロケーション・ブランド発信事業実施業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 14, 085, 000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②魅力あふれる「阿波とくしま」観光誘客促進事業

支出科目 : 委託料
契約金額 : 13,020,000円
変更後契約金額 : 18,465,000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
変更契約年月日 : 令和6年7月29日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

③着地型観光コンベンション事業

支出科目 : 委託料
契約金額 : 14,728,000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(8) 観光誘客課

①インバウンド旅客向けバス乗車券配布業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 12,595,950円
変更後契約金額 : 9,561,560円
契約年月日 : 令和6年10月28日
変更契約年月日 : 令和7年3月31日
契約期間 : 令和6年10月28日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和6年10月28日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、令和7年4月15日となっており、変更契約年月日は同年3月31日であるが、公印使用日は同年5月1日となっている。当初及び変更契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から2週間以上経過したのちに契約書に押印がなされたことになる。

本件委託業務は、国際定期便を利用して来県するインバウンド旅客を対象としたものである。担当課からは、情報が解禁された日から就航日までの日数が少なく、数的な見込みがつきにくかったため契約書の作成が事後になったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見6】

当初及び変更契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定し、契約確定後に変更が生じた場合は適時に変更契約を行うべきである。

②徳島阿波おどり空港フライト・インフォメーション・システム及び旅客誘導表示改修業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1,741,080円
契約年月日 : 令和6年6月28日
契約期間 : 令和6年6月28日から同年7月17日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【問題点①】

本件委託業務は、徳島阿波おどり空港における国際線受入対応として、フライト・インフォメーション・システム及び旅客誘導表示の改修を委託するというものであり、徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者であるA社と、自治令第167条の2第1項第2号により1者随意契約している。担当課は業者選定理由として、A社が空港法（昭和31年法律第80号）第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の

空港機能施設事業者であることを挙げている。

しかしながら、同条は空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定に関する要件等を定めたものであり、当該指定事業者以外の者による空港施設の整備を禁止する規定ではなく、A社を当該業務が実施できる唯一の事業者とする理由にはならない。

また、担当課は保安上の理由を挙げるが、実際の業務のほとんどが再委託され、A社社員の立会いの下、複数の事業者が改修作業を行っていることからしても、やはりA社を唯一の事業者とする理由はなく、本件委託業務について1者随意契約を締結したことは不適正である。

なお、令和5年度に実施された包括外部監査において、「徳島県立航空旅客取扱施設感染症対策設備整備業務」について同様の指摘がなされている。この指摘に対する措置として、当時の担当課である観光政策課は、「当該委託事業については、令和4年度で終了している。令和6年度以降に委託事業を行う場合は、原則として一般競争入札で執行することとし、やむを得ず1者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由に該当するかどうかを十分に検討した上で締結する」と報告している。

しかしながら、今回の委託業務について1者随意契約に至る検討の過程は示されておらず、指摘を受けた業務と同様の事務処理を行っている。この点についても不適正と言わざるを得ない。

【意見7】

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず、自治令第167条の2第1項第2号により1者随意契約を行っている事例が認められた。

今後は、一般競争入札によることを原則とし、1者随意契約は同項各号の適用がある場合に限定するべきである。

【問題点②】

「委託契約（建設工事関係を除く）における再委託の取扱いについて（令和3年3月30日付け管第1549号管財課長通知）」により、再委託できないものの例として、委託業務の主たる部分の再委託が示されている。

徳島阿波おどり空港におけるフライト・インフォメーション・システム及び旅客誘導表示の改修を目的とする本件委託業務において、受託者であるA社が直接実施したのは、保安区域内での作業に必要な手続の調整業務であり、フラップの製作及び取替工事、システム改修、チェックインカウンター表示の改修といった、業務の本来目的たる部分は再委託されている。また、契約金額を比較しても、委託料1,741,080円のうち、1,587,300円が再委託先に支払われ、再委託料は委託料の約91パーセントを占めている。

担当課は、【問題点①】に記載のとおり、A社が徳島阿波おどり空港唯一の空港機能施設事業者であることを理由に1者随意契約を行っているが、本件委託契約締結日と同日付けでA社から県に対し再委託に係る承諾申請がなされていることからして、A社に

本件委託業務の本来目的部分についての履行能力がないことは明らかであり、このような者と契約を締結するべきではない。

また、1者随意契約をする一方で、その業務の主たる部分の再委託を承認することは、一般競争入札を原則とする地方自治法の規制を、結果として潜脱することにもつながりかねない。

【意見8】

業務の本来目的部分について履行能力がないことが明らかな者と1者随意契約し、再委託を承諾している事例が認められた。

今後は、一般競争入札によることを原則とし、再委託は、やむを得ない場合かつ必要最小限の範囲に限るべきである。

③徳島阿波おどり空港フライト・インフォメーション・システム改修業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1,401,180円
契約年月日 : 令和6年11月5日
契約期間 : 令和6年11月5日から同月27日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【問題点①】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和6年11月5日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同年12月23日となっており、契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から3週間以上経過したのちに契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、国際定期便の情報が解禁された日から就航日までの日数が少なく、定期便就航までに行わなければならなかった作業も非常に多かったことから、契約書の作成が事後になったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定するべきである。

【問題点②】

本件委託業務は、徳島阿波おどり空港における国際線受入対応として、フライト・インフォメーション・システムの改修を委託するというものであり、徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者であるA社と、自治令第167条の2第1項第2号により1者随意契約している。担当課は業者選定理由として、A社が空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の空港機能施設事業者であることを挙げている。

しかしながら、同条は空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定に関する要件等を定めたものであり、当該指定事業者以外の者による空港施設の整備を禁止する規定ではなく、A社を当該業務が実施できる唯一の事業者とする理由にはならない。

また、担当課は保安上の理由を挙げるが、実際の業務のほとんどが再委託され、A社社員の立会いの下、複数の事業者が改修作業を行っていることからしても、やはりA社を唯一の事業者とする理由はなく、本件委託業務について1者随意契約を締結したことは不適正である。

なお、令和5年度に実施された包括外部監査において、「徳島県立航空旅客取扱施設感染症対策設備整備業務」について同様の指摘がなされている。この指摘に対する措置として、当時の担当課である観光政策課は、「当該委託事業については、令和4年度で終了している。令和6年度以降に委託事業を行う場合は、原則として一般競争入札で執行することとし、やむを得ず1者随意契約を行う場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由に該当するかどうかを十分に検討した上で締結する」と報告している。

しかしながら、今回の委託業務について1者随意契約に至る検討の過程は示されておらず、指摘を受けた業務と同様の事務処理を行っている。この点についても不適正と言わざるを得ない。

【意見7再掲】

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず、自治令第167条の2第1項第2号により1者随意契約を行っている事例が認められた。

今後は、一般競争入札によることを原則とし、1者随意契約は同項各号の適用がある場合に限定するべきである。

【問題点③】

「委託契約（建設工事関係を除く）における再委託の取扱いについて（令和3年3月30日付け管第1549号管財課長通知）」により、再委託できないものの例として、委託業務の主たる部分の再委託が示されている。

徳島阿波おどり空港におけるフライト・インフォメーション・システムの改修を目的とする本件委託業務において、受託者であるA社が直接実施したのは、保安区域内での作業に必要な手続の調整業務であり、フラップの製作及び取替工事、システム改修とい

った、業務の本来目的たる部分は再委託されている。また、契約金額を比較しても、委託料1,401,180円のうち、1,273,800円が再委託先に支払われ、再委託料は委託料の約91パーセントを占めている。

担当課は、【問題点②】に記載のとおり、A社が徳島阿波おどり空港唯一の空港機能施設事業者であることを理由に1者随意契約を行っているが、本件委託契約締結日と同日付けでA社から県に対し再委託に係る承諾申請がなされていることからして、A社に本件委託業務の本来目的部分についての履行能力がないことは明らかであり、このような者と契約を締結するべきではない。

また、1者随意契約をする一方で、その業務の主たる部分の再委託を承認することは、一般競争入札を原則とする地方自治法の規制を、結果として潜脱することにもつながりかねない。

【意見8再掲】

業務の本来目的部分について履行能力がないことが明らかな者と1者随意契約し、再委託を承諾している事例が認められた。

今後は、一般競争入札によることを原則とし、再委託は、やむを得ない場合かつ必要最小限の範囲に限るべきである。

(9) 文化振興課

① 県有地維持管理業務（上半期）

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3,755,400円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から同年9月30日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

② 県有地維持管理業務（下半期）

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3,762,000円
契約年月日 : 令和6年10月1日
契約期間 : 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

(10) 文化資源活用課

①古墳出土鉄製品保存修理業務

支出科目：委託料

契約金額：1,395,927円

契約年月日：令和6年6月1日

契約期間：令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

②重要文化財「徳島県観音寺・敷地遺跡及び矢野遺跡出土品」修繕業務

支出科目：委託料

契約金額：4,108,720円

契約年月日：令和6年4月23日

契約期間：令和6年4月23日から令和7年3月31日まで

根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

(11) 生活環境政策課

①まなびーあ徳島「新あわ学コース」実施業務

支出科目：委託料

契約金額：1,981,000円

契約年月日：令和6年6月3日

契約期間 : 令和6年6月3日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②とくしま県民活動プラザ運営管理業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 29,456,000円
変更後契約金額 : 30,753,000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
変更契約年月日 : 令和7年3月10日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

(12) サステナブル社会推進課

①「エコみらいとくしま」電気供給契約

支出科目 : 需用費
契約金額 : 1,304,035円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(13) 子育て応援課

①保育人材就職等促進事業委託業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 14,920,000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

②妊娠等にかかるSNS相談委託業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 6,902,995円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③先天性代謝異常等検査業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 10,464,476円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第8号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(14) こども家庭支援課

①ひとり親家庭等かがやく未来応援事業

支出科目 : 委託料
契約金額 : 26,075,000円
変更後契約金額 : 22,593,681円
契約年月日 : 令和6年4月1日
変更契約年月日 : 令和7年3月31日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(15) 健康寿命推進課

①「とくしま健康ポイント推進事業」企画運営管理業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3,329,700円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(16) 感染症対策課

①感染症サーベイランス事業に係る運搬業務

支出科目 : 役務費
契約金額 : 2,135,650円
契約年月日 : 令和6年5月20日
契約期間 : 令和6年5月20日から令和7年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件業務は契約書において、毎月の業務完了後に精算を行う旨が定められており、初月分の支払に係る請求書は令和6年7月25日に担当課が受け付けているが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同月30日となっており、初月分の業務が完了し、契約相手方から請求行為が行われた後に契約書に押印がなされたことになる。

【意見9】

毎月の精算を要する契約における契約書の作成が、初月の業務完了後となっており、契約を確定することなく業務がなされた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定するべきである。

②徳島県内高齢者施設等への医療用物資配送業務

支出科目 : 役務費

契約金額 : 1,062,600円

契約年月日 : 令和6年4月1日

契約期間 : 令和6年4月1日から同月30日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第5号

【問題点①】

自治令第167条の2第1項第5号は、緊急の必要により競争入札に付することができないときは、随意契約によることができる旨を定めている。また、県では、自治令第167条の2第1項各号の適用に必要な標準的な考え方を示すものとして、「随意契約ガイドライン」を作成しており、第5号の「緊急の必要」の例示項目として、犯罪捜査又は災害の発生等に伴う必要物品の緊急購入や借り上げ、災害復旧工事の緊急の請負等が示されている。

本件業務は、見積徴取伺によると、県が保有する医療物資（マスク、ゴム手袋）を、高齢者施設及び障害者支援施設へ配送するものであるが、令和6年3月31日をもって新型コロナウイルス感染症に係る特例措置が終了する関係上、速やかに配送する必要があるという理由で第5号を適用している。

この点、担当課からは、特例措置の終了により、一時保管場所を確保する費用に係る財政的支援が終了すること、感染者が依然として発生している状況において、重症リス

クが高いとされる高齢者等への感染を防ぐため、感染者の増加が見込まれる夏場までに速やかに医療物資を送る必要があったとの説明であったが、医療物資の配送に関して、根拠となる国からの通知等はなかった。また、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項に基づく五類感染症に移行しており、令和6年3月までは通常の医療提供体制への段階的移行期間とされていたものの、今回の業務が競争入札に付することができない状況とするまでの理由は認められない。

【意見10】

緊急の必要が認められないにもかかわらず、自治令第167条の2第1項第5号により随意契約を行っている事例が認められた。

今後は、自治令の規定及び随意契約ガイドラインに照らし、随意契約の適用の可否を適正に検討するべきである。

【問題点②】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件業務を見るに、契約年月日は令和6年4月1日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同年5月20日となっており、契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から2週間以上経過したのちに契約書に押印がなされたことになる。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定するべきである。

(17) 長寿いきがい課

①認知症介護実践者等養成研修事業委託業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 4,966,000円
変更後契約金額 : 4,410,000円
契約年月日 : 令和6年4月10日

変更契約年月日：令和7年3月31日
契約期間：令和6年4月10日から令和7年3月31日まで
根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

②米寿記念品に係る知事祝品購入

支出科目：報償費
契約金額：5,956,470円
契約年月日：令和6年6月25日
納入期限：令和6年8月28日
根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(18) 経済産業政策課

①トラック人材確保・物流効率化促進事業費補助事業事務局運営業務

支出科目：委託料
契約金額：2,335,300円
変更後契約金額：1,489,162円
契約年月日：令和6年10月8日
変更契約年月日：令和7年3月14日
契約期間：令和6年10月8日から令和7年3月31日まで
根拠法令：自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無：なし

【意見等】

特になし

②タイ王国経済ミッション団派遣業務

支出科目：委託料

契約金額 : 3, 813, 700円
変更後契約金額 : 3, 679, 321円
契約年月日 : 令和6年9月6日
変更契約年月日 : 令和6年11月30日
契約期間 : 令和6年9月6日から同年11月30日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和6年9月6日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同年12月4日となっており、変更契約年月日は同年11月30日であるが、公印使用日は令和7年5月2日となっている。当初及び変更契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から4日以上経過したのちに、契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、契約相手方との確認調整を直前まで行う必要があり契約書の作成が事後になってしまったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見6再掲】

当初及び変更契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定し、契約確定後に変更が生じた場合は適時に変更契約を行うべきである。

③徳島県物産観光交流プラザ等管理運営業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 18, 288, 000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

④首都圏等における徳島県産品販路拡大業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 11,072,000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【問題点】

自治令第167条の15第2項において、地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するための検査を、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない旨が定められている。

本件委託業務では、業務仕様書に示した店舗の一部において、委託業務完了報告書に実績の報告がなされていないにもかかわらず、口頭やメールにより報告を受けていたことをもって、「業務は適切に実施されている」として業務の完了確認を行っている。

委託業務の完了を確認する際には、業務が適正に実施されたか実績を書面により確認しなければならず、書面での実績報告がないまま業務を完了としたことは不適正である。

【意見11】

業務仕様書で求める業務の一部について、書面での実績報告がないにもかかわらず、これを適切として業務を完了させていた事例が認められた。

今後は、契約書、業務仕様書に基づき、業務が適正に履行されたか確認を行うべきである。

⑤アジアフードフェア運営業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2,200,000円
変更後契約金額 : 2,189,693円
契約年月日 : 令和6年10月16日
変更契約年月日 : 令和6年12月2日
契約期間 : 令和6年10月16日から同年12月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和6年10月16日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、令和7年1月22日となっており、変更契約年月日は令和6年12月2日であるが、公印使用日は令和7年4月3日となっている。当初及び変更契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から3週間以上経過したのちに、契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、契約相手方との確認調整により契約書の作成が事後になってしまったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見6再掲】

当初及び変更契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定し、契約確定後に変更が生じた場合は適時に変更契約を行うべきである。

(19) みどり戦略推進課

①とくしま農林水産物等海外輸出推進事業（販売促進分）

支出科目 : 委託料

契約金額 : 21,100,000円

契約年月日 : 令和6年12月10日

契約期間 : 令和6年12月10日から令和7年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

②メディアタイアッププロモーション事業

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3,850,000円
契約年月日 : 令和7年2月10日
契約期間 : 令和7年2月10日から同年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和7年2月10日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同年4月18日となっており、契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から2週間以上経過したのちに、契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、契約相手方との書類のやり取りに時間を要したため契約書の作成が事後になってしまったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定するべきである。

(20) 畜産振興課

①高病原性鳥インフルエンザ埋却物等処分（うち詰替等）委託業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 34,083,571円
変更後契約金額 : 28,772,137円
契約年月日 : 令和6年10月23日
変更契約年月日 : 令和7年1月17日
契約期間 : 令和6年10月23日から令和7年2月28日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、当初契約年月日は令和6年10月23日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、令和7年2月5日となっており、変更契約年月日は同年1月17日であるが、公印使用日は同年2月21日となっている。一方で、契約相手方からは同年1月22日付けで業務完了報告書が提出されており、本件委託業務は契約を確定することなく実施され、業務が完了した日から2週間以上経過したのちに、契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、本件委託業務は、令和2年度に発生した鳥インフルエンザにより民有地に埋却した鶏死体等を掘り起こし、原状回復するためのものであるが、過去に事例がなく現場の状況を確認しながら進めたため、契約書の作成が事後になってしまったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見6再掲】

当初及び変更契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、業務に着手する日までに契約を確定し、契約確定後に変更が生じた場合は適時に変更契約を行うべきである。

②家畜伝染病の発生等における交通誘導警備業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 5,761,376円

契約年月日 : 令和6年11月8日

契約期間 : 令和6年11月8日から同月24日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第5号

再委託の有無 : なし

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、当初契約年月日は令和6年11月8日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同年12月11日となっており、契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から2週間以上経過したのちに、契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、本件委託業務は隣県で発生した鳥インフルエンザを本県に持ち込ませないために実施したものであり、鳥インフルエンザが終息しない場合には、実施期間を延長しなければならなかったことから契約書の作成を待っていたため、契約書の作成が事後になってしまったとの説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、契約書の押印は、業務に着手する日までに行うべきである。

(21) 林業振興課

①木づかい県民運動定着促進事業委託業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 1,310,000円

契約年月日 : 令和7年2月3日

契約期間 : 令和7年2月3日から同年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : なし

【問題点】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和7年2月3日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、同年3月31日となっている。一方で、契約相手方からは公印使用日と同日付けで業務完了報告書が提出されており、契約を確定することなく業務が実施され、業務が完了した日と同日に契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、書類不備による補正作業により契約書の作成が遅れた旨の説明があったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、契約書の押印は、業務に着手する日までに行うべきである。

(22) 生産基盤課

①長原漁港周辺側溝清掃業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 4,400,000円
変更後契約金額 : 4,510,000円
契約年月日 : 令和6年6月14日
変更契約年月日(最終) : 令和6年9月24日
契約期間 : 令和6年6月14日から同年8月31日まで
変更後契約期間 : 令和6年6月14日から同年9月30日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第3号
再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

(23) 住宅課

①徳島県営住宅の管理代行業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 329,316,000円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : あり

【問題点】

「委託契約(建設工事関係を除く)における再委託の取扱いについて(令和3年3月30日付け管第1549号管財課長通知)」は、委託業務の再委託を原則禁止とし、再

委託がやむを得ない場合においてもその範囲は必要最小限にとどめるものとしている。そして県が再委託を承諾する際には、再委託を行う合理的な理由や再委託先の業務履行能力その他必要と認められる事項を審査しなければならない。

本件契約は、「県営住宅の管理代行業務」及び「管理代行業務以外の管理業務委託」で構成され、前者は受託者により業務がなされている一方で、後者については建物の修繕や設備の保守管理をはじめとして多くの業務が再委託されている。

担当課は、受託者からの申請に基づき、再委託が必要な複数の業務について一括して再委託の承諾を行っているが、その中に貯水槽清掃点検業務は含まれていなかった。しかしながら、業務完了報告書には当該業務が再委託により行われたことが示されている。このほかにも承諾内容と報告とが一致しない部分が見られた。この点、担当課からは、例年4月と6月に受託者からの申請に基づき再委託の承諾が行われているが、令和6年度においては受託者が6月の申請を失念しており、担当課においても過去の経緯から当該業務は承諾済みであると誤認していたと説明があった。

再委託の承諾は、再委託の許容性、必要性及び業務範囲並びに再委託先の業務履行能力及び適格性等を確認の上、適時行うべきところ、当初に承諾して以降、再委託の内容が追加されたことを把握しておらず、また、完了検査においても十分確認しないまま業務の完了を承認したことは不適正である。

【意見12】

委託契約について、事前の承諾がないにもかかわらず再委託が行われている事例が認められた。

今後は、再委託される業務について適切に把握し、再委託内容に追加等が生じた場合は適時手続を行うとともに、承諾した内容に基づいて履行確認するべきである。

②竜王団地9号棟住戸内カビ除去等業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 3,003,000円
変更後契約金額 : 3,851,100円
契約年月日 : 令和6年8月16日
変更契約年月日 : 令和6年9月13日
契約期間 : 令和6年8月17日から同年9月30日まで
変更後契約期間 : 令和6年8月17日から同年10月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第5号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

③鴨島呉郷団地36号棟エレベーター機器更新業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 13,769,030円
契約年月日 : 令和7年1月7日
契約期間 : 令和7年1月8日から同年3月25日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

④鴨島呉郷団地9・10号棟エレベーター機器更新等業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 32,095,800円
契約年月日 : 令和7年3月17日
契約期間 : 令和7年3月18日から令和8年1月10日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(24) 会計課

①徳島県収入証紙印刷

支出科目 : 需用費及び役務費
契約金額 : 4,975,263円
契約年月日 : 令和6年9月17日
契約期間 : 令和6年9月17日から同年12月27日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

②財務会計システム運用管理業務

支出科目 : 委託料

契約金額 : 30,360,000円

契約年月日 : 令和6年4月1日

契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

再委託の有無 : あり

【意見等】

特になし

(25) 企業局

①川口ダム自然エネルギーミュージアム環境学習映像コンテンツ保守業務

支出科目 : 修繕費

契約金額 : 3,300,000円

契約年月日 : 令和6年4月1日

契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

根拠法令 : 地公企令第21条の13第1項第2号

【意見等】

特になし

②阿南工業用水道不動産鑑定評価業務

支出科目 : 建設改良費

契約金額 : 1,337,600円

契約年月日 : 令和7年1月27日

契約期間 : 令和7年1月27日から同年3月25日まで

根拠法令 : 地公企令第21条の13第1項第2号

【意見等】

特になし

(26) 病院局

①次期病院総合情報システム一式

支出科目 : 備品購入費
契約金額 : 2,489,304,400円
契約年月日 : 令和6年7月24日
変更契約年月日 : 令和7年3月11日
契約期間 : 令和6年7月24日から令和7年5月31日まで
根拠法令 : 地公企令第21条の13第1項第2号

【意見等】

特になし

②患者向けスマートフォンアプリ・らくらく会計構築業務一式

支出科目 : 備品購入費
契約金額 : 24,194,500円
契約年月日 : 令和6年9月18日
変更契約年月日 : 令和7年3月11日
契約期間 : 令和6年9月18日から令和7年5月31日まで
根拠法令 : 地公企令第21条の13第1項第2号

【意見等】

特になし

③物品売買契約（泌尿器科内視鏡手術システム）

支出科目 : 医療器械購入費
契約金額 : 15,389,000円
契約年月日 : 令和6年12月24日
納入期限 : 令和7年3月31日
根拠法令 : 地公企令第21条の13第1項第8号

【意見等】

特になし

④滞納未収金回収業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 1, 242, 282円
契約年月日 : 令和6年10月1日
契約期間 : 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 地公企令第21条の13第1項第2号
再委託の有無 : なし

【意見等】

特になし

(27) 福利厚生課

①採用前健康診断事業

支出科目 : 役務費
契約金額 : 14, 359, 862円
契約年月日 : 令和6年4月1日
契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号

【意見等】

特になし

(28) 高校教育課

①エンカル甲子園2024に係る会場・宿泊等に関する業務

支出科目 : 委託料
契約金額 : 2, 588, 994円
契約年月日 : 令和6年12月25日
契約期間 : 令和6年12月25日から同月26日まで
根拠法令 : 自治令第167条の2第1項第2号
再委託の有無 : なし

【問題点①】

法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合におい

ては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を定めている。

本件委託業務を見るに、契約年月日は令和6年12月25日であるが、電子決裁システムに登録された公印使用日は、令和7年3月31日となっており、契約を確定することなく業務が実施され、契約期間が終了した日から3か月以上経過したのちに、契約書に押印がなされたことになる。

この点、担当課からは、契約締結に向け委託内容の協議を行うなど準備を進めていたが、見積徴取が業務終了後となったほか、契約相手方から届いた書類に誤りがあり、修正のやり取りを相手方本社（東京）との間で行うのに時間を要してしまったとの説明もあったが、契約が確定しないまま業務がなされたことは不適正である。

【意見1再掲】

契約を確定することなく業務がなされ、業務完了後に契約書を作成し押印していた事例が認められた。

今後は、契約書の押印は、業務に着手する日までに行うべきである。

【問題点②】

規則第32条では、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して見積書を提出させなければならない旨が、また、自治令第167条の15第2項では、地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するための検査を、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない旨が定められている。

本件委託業務について、担当課は、宿泊者数を100名に設定した業務仕様書により見積依頼しているが、見積書は宿泊者数を44名とし、その他の会場代等と合わせ、2,588,994円と積算している。通常であれば、契約締結前に業務仕様書と見積書の相違に気づき、業務仕様書又は見積書を修正すると思われる。しかしながら、本件契約においては、いずれの修正も行われず、委託料2,588,994円で、宿泊者数100名の業務仕様書を添付した契約書が作成された。また一方で、請求書は、44名分の宿泊代とその他の会場代等とで、2,588,994円となっている。

この点、担当課からは、実際の宿泊者数は見積書及び請求書のとおりであり、契約金額及び請求額も実際の宿泊者数に基づき積算されたものに相違ないため、業務の完了確認を行った。また、業務仕様書の誤りについては、担当者による入力ミス及び決裁過程での確認不足との説明があった。

契約の適正な履行を確保するため、業務仕様書は業務の内容や満たすべき条件を明確かつ正確に示すべきであり、誤った内容の業務仕様書をもって契約し、そのまま業務の

完了確認まで行ったことは不適正である。

【意見 13】

業務仕様書の作成が適切に行われていない事例が認められた。

今後は、業務の内容や満たすべき条件を明確かつ正確に示した業務仕様書を作成し、契約書、業務仕様書に基づき業務の履行確認を行うべきである。

第6 まとめ

随意契約については、今回の行政監査だけでなく、地方自治法第199条第1項に基づく定期監査においても不適正な処理（以下「要確認事項」という。）が認められており、個別に対応状況の報告を求めている。

今回の調査でも、監査対象年度の過去5年間における要確認事項の有無について確認を行ったが、万代庁舎以外の機関で12機関、万代庁舎内の機関では16機関から要確認事項があったとの回答があり、いずれの機関も、組織又は担当内で事案の周知と引継を行い、再発防止を図るとの報告がなされていた。

このように、個別に対応がなされている一方、今回の個別監査の結果、「第5意見」に記載のとおり21の契約について新たに不適正な事務処理が確認され、13の意見（重複する内容の意見は除く。）を付す結果となった。個別監査で多く見られた事案は、次の5項目に大別される。

1 契約書の作成時期

契約書の押印が業務完了後になされた事案に対し、個別意見を付したものが15契約あった。

また、個別意見の対象とはしなかったものの、契約期間の始期から通常考えられる処理日数を超えて契約書を作成しているものも多く見られた。

「第5意見」の中でも述べたように、契約書の作成を要する契約の場合、県と契約相手方の双方が記名押印しなければ契約は確定せず、効力を発しない。契約書がないまま業務が開始されてしまうと、契約相手方の責めに帰すべき問題等が発生したとしても、責任を問うことができないおそれがあり、県に損害を与えることにもなりかねない。無用なトラブルを避けるためにも、契約書は業務に着手する日までに作成すべきである。

なお、電子決裁については、「電子決裁・文書管理システムを利用した立案及びその他の立案の留意事項について（令和3年3月26日付け法制第204号監察局長通知）」により電子決裁の原則化が全庁的に周知及び推進されているところである。しかしながら、万代庁舎以外の機関の一部では、立案する際に電子決裁システムを用い

ず、今もなお紙媒体で決裁を行っており、実際に公印を使用した日付が決裁書類に正確に表れていない。電子決裁は、「ペーパーレス化」や「業務の効率化」に資することはもとより、文書の改ざんを防止し、文書管理を適正に行う上で非常に重要であるため、全庁的な電子決裁システムの運用を徹底するべきである。

2 随意契約の適用

地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用について、業者選定の理由づけが適当とは認められない事案に対し、個別意見を付したものが4契約あった。

競争入札では、入札条件が公表され、入札結果が出るまでの過程で確認が行われるため、適法に契約相手方が選定されたか分かる仕組みとなっているが、一方で、随意契約は手続が比較的簡易であるため、検討や業者選定の過程が曖昧になりやすい。随意契約を適用することの理由づけや選定過程が不適正であると、恣意的な業者選定が行われていると対外的に誤解を招くおそれもある。

なお、今回の対象契約では「2号」の適用が最も多く、全体の約9割を占めていた。2号を適用した理由としては、「専門性を有している」というものが多く見られ、約半数近くがこの理由であった。2号の適用条件は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であり、特定の者しか業務を履行できない場合などが当てはまるが、今回の結果を見るに、現状、全ての2号の随意契約において相手方が1者に限定されているとは言い切れない。

「第2 監査のテーマ及び選定理由」でも述べたとおり随意契約はあくまで例外的な取扱いであるため、一般競争入札が原則であることを十分認識し、契約の方法を検討するべきである。

3 再委託

再委託の承諾に係る手続や検討が十分になされていなかった事案に対し、個別意見を付したものが3契約あった。

本県では「委託契約（建設工事関係を除く）における再委託の取扱いについて（令和3年3月30日付け管第1549号管財課長通知）」により、委託業務の主たる部分の再委託を禁止しており、再委託が認められている部分についても、合理的な理由や再委託先の業務履行能力その他必要と認められる事項を事前に審査しなければならないが、これがなされないことにより、十分な能力がない者が業務を行うことや、県が把握していない第三者に情報が漏洩するなどの危険性がある。

また、審査が行われているものについても、再委託部分が大半を占める委託契約については、そもそも契約相手方に履行能力があるか、やむを得ない場合かつ必要最小限の範囲に限られているかの検討が必要である。

これらの内容については、過去の契約で承諾されている再委託であっても、改めて確認するべきである。

4 完了検査

契約の完了検査が十分なされないまま検査を完了していた事案に対し、個別意見を付したものが3契約あった（問題点の内容が関連する契約も含む。）。

地方自治法施行令第167条の15第2項により、契約内容の検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行う必要があるが、この検査を怠ることにより、実施されていない業務に支出がなされたり、精算時の計算誤りによる過大支出が見過ごされたりする可能性があり、県に損害が生じるおそれもある。

このことを、担当職員一人一人が意識し、履行内容が契約書等に適合しているかの確認を行うことを徹底するべきである。

5 予定価格の記載

今回の監査で個別意見の対象とはしなかったが、予定価格と予算額が同額であるという理由から見積徴取伺等の書類上に予定価格の記載がないものが見られた。しかしながら、記載がないことにより、然るべき手続が執られているか客観的に確認できない上、契約金額が予定価格を超過しても、決裁の過程で発見できないおそれもある。

適正な予算執行の観点からも、予定価格を設定し書面に記載するとともに、契約相手方から徴した見積書との比較検討を行うべきである。

6 総括

今回の行政監査では、対象契約に係る事務手続に関して、合规性、有効性、合理性及び効率性の観点から監査を行った。

県は、行政サービスの実施主体として、様々な契約を行っているが、これらは地方自治法をはじめとする法令及び県自らが定めた規則等により、手続や要件が厳格に定められており、実施主体はこれを遵守しなければならない。

特に随意契約は、一般競争入札を原則とする自治体契約の例外の一つであり、地方自治法施行令第167条の2第1項及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項の各要件の該当性や適用の是非などについて適切な判断が求められている。

今回の監査において、多くの機関では適正に事務が処理されていたが、一部の機関で、以前から指摘されていた不適正な事務処理が複数確認されているため、契約を行う担当者はもとより、組織として法令等を遵守した事務の執行を望むものである。

また、不適正な事務処理の発生原因として、制度を正しく理解していない事案も見られることから、契約制度を所管する機関においては、本県の契約事務が適正に執行されるよう、指導及び研修の強化を期待する。

さらに、今回、監査の対象とならなかった機関においても、本報告書の内容を十分に確認の上、所管する契約について、今一度点検し適時改善を図るなど、内部統制を実効性のあるものとさせ、今後とも適正な事務の執行を徹底されたい。

徳島県公安委員会規則第一号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月六日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「及び人材育成推進室」を削る。

第五条第三項を削る。

第八条第一項中「少年女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改める。

第十条の三の見出しを「（人身安全・少年課）」に改め、同条中「少年女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改める。

第二十八条第三項の表以外の部分中「人材育成推進室」を削り、同項の表人材育成推進室の部を削り、同条第四項の表警務課の部警務調査官の項中「任用及び服務」を「人事及び定員」に改め、同項の次に次のように加える。

人材育成推進管理官	警察職員の服務及び教養の指導及び総合調整に関すること。	警視又は警部
上席師範	術科教養の指導に関すること。	警察官以外の警察職員
師範	術科教養の実施に関すること。	警察官以外の警察職員

第二十八条第四項の表少年女性安全対策課の部中「少年女性安全対策課」を「人身安全

・少年課」に、	人身安全対策官	人身安全関連事案の指導及び捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。	警視又は警部
	人身安全対策官	人身安全関連事案の指導及び捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。	

を	少年事件管理官	少年事件の捜査及び指導に関すること。	警視又は警部
	人身安全対策官	人身安全関連事案の指導及び捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。	警視又は警部

被害少年支 援官	被害少年支援の指導に関すること。	警視、警部又は 警察官以外の警 察職員
-------------	------------------	---------------------------

を

被害 援官	被害 援幹
----------	----------

少年支	被害少年支援の指導に関すること。	警視又は警部
少年支	被害少年支援の指導に関すること。	警察官以外の警 察職員

に、

少年事件 と。

の捜査及び調査に関するこ

を

少年事件の捜査及び指導に関するこ
と。

に改める

第三十一条の表会計幹の項の次に次のように加える。

生活安全官	上司の命を受けて署における生活安全警察の事務 全般を処理する。	警視又は警部
地域官	上司の命を受けて署における地域警察の事務全般 を処理する。	警視又は警部

第三十一条の表刑事事官の項中「生活安全警察及び」を削り、同表地域官の項及び地域交通官の項を削り、同表交通官の項の次に次のように加える。

警備官	上司の命を受けて署における警備警察の事務全般 を処理する。	警視又は警部
-----	----------------------------------	--------

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第2号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年徳島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3号中「刑事官，地域交通官及び交通官」を「生活安全官，刑事官，交通官及び警備官」に改める。

附則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。